

相違点	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、移送費、家族移送費については、一般の被保険者に対するものとほぼ同様の内容になるが、以下の相違点がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料納付要件 日雇特例被保険者が療養の給付等を受けるには、これを受ける日の属する月の前2月間に通算して26日分以上又は当該日の属する月の前6月間に通算して78日分以上の保険料が納付されていること ■ 支給期間 療養の給付等の開始日から1年(厚生労働大臣が指定する疾病(結核性疾病)に関しては、5年)

支給要件等	傷病手当金	埋葬料	出産育児一時金	出産手当金	特別療養費						
支給要件等	<p>日雇特例被保険者が次の要件を満たした場合に支給される</p> <ul style="list-style-type: none"> ①療養の給付等を受けていること ②療養のため労務に服することができないこと ③継続した3日間の待期を満たしていること 	<p>日雇特例被保険者が死亡した場合において、次のいずれかの要件に該当したときは、その者により生計を維持していた者であって、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ①死亡の日の属する月の前2月間に通算して26日分以上若しくは前6月間に通算して78日分以上の保険料が納付されているとき ②死亡の際、療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けていたとき ③死亡が、療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けなくなった日後3月以内であったとき 	<p>日雇特例被保険者が出産した場合において、その出産の日の属する月の前4月間に通算して26日分以上の保険料が納付されているときは、出産育児一時金を支給する</p>	<p>出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合においては、98日)から出産の日後56日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する</p>	<p>次の①～③のいずれかに該当する日雇特例被保険者で、その該当するに至った日の属する月の初日から起算して3月(月の初日に該当するに至った者については、2月)を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を保険医療機関等に提出して療養を受けたときは、日雇特例被保険者に対し特別療養費を支給する。(ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付等の支給を受けることができるときは、この限りでない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者 ②保険料納付要件を満たした月に、日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者 ③前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなった日又は日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して1年以上を経過した後に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者 						
支給額等	<p>次の①・②に掲げる場合の区分に応じ、1日につき、①・②に定める金額とする。ただし、①・②のいずれにも該当するときは、いずれか高い金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日雇特例被保険者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前2月間に通算して26日分以上の保険料が納付されている場合 <ul style="list-style-type: none"> → 前2月間において保険料が納付された日に係る標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの45分の1に相当する金額 ② 日雇特例被保険者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前6月間に通算して78日分以上の保険料が納付されている場合 <ul style="list-style-type: none"> → 前6月間において保険料が納付された日に係る標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの45分の1に相当する金額 <p>※ 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して6月(厚生労働大臣が指定する疾病(結核性疾病)に関しては、1年6月)を超えないものとする</p> <p>※ 1月を30日として賃金日額を30分の1と算出し、それに3分の2を乗することで45分の1となる。</p>	<p>5万円</p> <p>※埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合は、埋葬を行った者に対し、埋葬料の金額の範囲内において、その埋葬に要した費用に相当する金額が支給される。</p>	<p>1児につき40.8万円</p> <p>(一定の場合には、40.8万円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める額(合計:42万円)を加算した額)</p>	<p>1日につき、出産の日の属する月の前4月間の保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの45分の1に相当する金額</p>	<p>① 食事療養・生活療養が含まれないとき 療養(食事療養及び生活療養を除く)又は指定訪問看護につき、算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、現に療養に要した費用の額)から次の①～③の区分に応じ、次に定める割合を乗じた額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">① ②又は③以外</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">100分の70</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">100分の80</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">100分の80</td> </tr> </table> <p>② 食事療養が含まれるとき 食事療養につき算定した費用の額(その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、現に食事療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額を控除した額+①の額</p> <p>③ 生活療養が含まれるとき 生活療養につき算定した費用の額(その額が現に生活療養に要した費用の額を超えるときは、現に生活療養に要した費用の額)から生活療養標準負担額を控除した額+①の額</p>	① ②又は③以外	100分の70	② 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合	100分の80	③ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合	100分の80
① ②又は③以外	100分の70										
② 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合	100分の80										
③ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合	100分の80										